

2026年度  
関西学院大学ロースクール  
C日程

一般入試（法学既修者）  
開放型選抜入試（法学既修者）

民法問題

《10:00～12:00》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

## 【民法問題】

次の文章を読んで、〔設問1〕および〔設問2〕に答えなさい。なお、商法の適用は検討から外すこと。

### 〔事実1〕

X銀行は、建設業を営むZ社から融資の依頼を受け、審査の結果適当と判断した。XはZへの貸付けにあたり、中小企業に対する貸付けを業として保証を行う公的機関（信用保証協会）であるYに保証を依頼し、Yは承諾した。XはZに8000万円の貸付けを行った。

### 〔設問1〕

（1）XY間の保証契約に基づき（連帯保証でないとする）、Yはどのような債務を負うか。条文を参照しつつ示せ。

（2）XY間の保証契約が連帯保証でない場合、Xの保証債務履行請求に対し、Yはどのような抗弁を提出することができるか。条文を参照しつつ示せ。

（3）Yは、Xと保証契約を締結するに先立ち、Zから保証委託を受け、保証委託契約を締結していた。この事情にはどのような法的意味があるか。条文を参照しつつ示せ。

（4）XY間の契約が連帯保証契約だったとする。XのZへの貸付け後、Zが反社会的勢力であることが判明した。Xは銀行として、Yは公的機関として、そのような者に対する貸付け・保証は社会的信用を失うので回避する必要があると考えていた。Xの保証債務履行請求に対し、Yは履行しなければならないか。Xの請求に対して主張できる反論を考え、その当否を検討しなさい。

〔事実2〕

Aは、Bから土地甲を賃借して使用してきた。ある時からBは税金対策のため甲の売却を検討し始め、賃借人Aに土地の購入希望があるか打診した。Aは、甲を購入できるものと考え、知人Cに、甲を購入できそうだからこれを買わないかともちかけた。Cは検討の上、2000万円であれば甲を購入するとAに伝え、Aが承諾し契約が成立した（本件契約）。しかし、AがBと甲の買入交渉を進めたところ、Bは2500万円以下では売却の意思がないことが判明した。Aはその旨Cに報告し、鋭意努力すると伝えていたものの、その後1年もの時間が経ったため、痺れを切らしたCは自らBと交渉し、3000万円で甲を買い入れる旨合意して同額を支払い、移転登記を経てしまった。

〔設問2〕

Cは、本件契約によれば甲を2000万円で購入できるはずだったのに、3000万円で購入することになったとして、Aに対し差額1000万円の損害賠償請求をした。この請求の当否を検討せよ。

【C 日程：民法】

《出題趣旨》-----

〔設問 1〕は、(1)～(3)を通じて、保証契約の基本的な知識を確認している。(1) 保証債務の内容(民法 446 条 1 項)、(2) 催告の抗弁(民法 452 条)と検索の抗弁(民法 453 条)の存在、(3) 求償権の範囲の広狭(民法 459 条、460 条)を端的に示すことが求められる。

〔設問 1〕(4)は保証契約における錯誤の主張と、その当否の検討が求められる。最判平成 28 年 1 月 12 日民集 70 卷 1 号 1 頁(民法判例百選 I [第 9 版] 22 事件)を参考に検討できることが望ましい。

〔設問 2〕は、他人物売買契約に基づく買主の損害賠償請求について検討する問題である。他人物売買契約における売主の債務不履行責任について、売主はそもそもどのような債務を負っていたのか、当該債務の不履行にかかる帰責事由はどのように判断したらよいかを検討課題となる。最判昭和 41 年 9 月 8 日民集 20 卷 7 号 1325 頁(民法判例百選 II [第 9 版] 43 事件)を参考に検討できることが望ましい。

《解説・講評》-----

〔設問 1〕(1)～(3)は、多くの回答が適切な条文を挙げることでできたが、保証の問題であるのに別の制度の問題として論じている回答も見られた。

〔設問 1〕(4)は、錯誤の問題として検討できた回答は少なかった。その中でも、最判平成 28 年 1 月 12 日民集 70 卷 1 号 1 頁(民法判例百選 I [第 9 版] 22 事件)を参考にしつつ回答することができた者は、数える程度であった。日頃の問題演習では、リーディングケースとなる判例を思い浮かべ、当該判例の事案・解決から考察される射程を意識しながら答案を作成する練習を積んでほしい。

〔設問 2〕は、債務不履行に基づく損害賠償として全ての要件を適切に検討できた回答は多くはなかった。目的物が他人物とわかっていて売買を行った当事者間では、当該他人から所有権の移転を受けられなかった場合に当然に売主が債務不履行責任を負うとすることが当事者の意思に合致するとは言い難い。そこで、売主の帰責事由の検討として、当該売主が負う債務はいわゆる結果債務だったのか手段債務だったのかにかかる検討が求められる。この点も、最判昭和 41 年 9 月 8 日民集 20 卷 7 号 1325 頁(民法判例百選 II [第 9 版] 43 事件)を参考にした検討が求められる。

以上